

## 令和3年度事業報告

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）」及び定款に基づき、青森県内における生活衛生関係営業（生衛業）について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者利益の擁護を図ることを目的として、次の事業を実施した。

### I 公益目的事業

#### 1 生活衛生関係営業相談指導事業

実績件数 計 2, 203件 (昨年度：1, 272件) 【目標：1,400件】

##### (1) 相談指導事業

生活衛生関係営業施設の整備、経営、税務及び衛生等に関する相談指導事業を実施した。相談者からは、経営上の参考になった、これからもお願いしたい等の意見、感想があり、今後とも引き続き事業を継続実施することとする。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢を踏まえ巡回指導の規模を縮小し窓口相談及び地区相談を強化し、結果として、窓口相談が約5倍、地区相談が約2倍となり支援金や給付金などの相談が大幅に増加した。巡回指導については縮小したことから約4分の1となり総件数としては目標の1,400件を少し下回った。令和3年度については巡回指導をこれまでどおりの頻度にもどして実施した。

##### ①相談室運営事業（消費者コールセンター事業併設）

事務所内に相談室を常設し、生衛業の衛生水準の向上並びに経営の近代化、合理化を推進するなどの相談指導を行うとともに、生衛業の利用者等からの苦情相談を受け付け、関係機関と連携し適切に対応した。

・相談延日数 131日（昨年度：126日）

・相談件数 406件 [うち苦情2件]（昨年度：444件）【目標：50件】

対象業種	指導延日数	指導件数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理容	9	2	3	2	1	1	7	8	24	
美容	12	4	3	2	1	3	11	14	38	
クリーニング	27	7	3	3	1	4	19	31	68	
興行	2			1			1	2	4	
旅館ホテル	4	2				1	3	4	10	
公衆浴場	28	8	20	17		13	16	32	106	
めん類	1						1	1	2	
中華料理	1						1	1	2	
その他飲食	7	4	2	2		2	4	7	21	
すし	10	3	2	1		2	7	11	26	
料理等	13	2	2	2		2	18	20	46	

社 交	12	3	2	3	1	2	19	19	49
食肉販売	4	1		1			2	4	8
喫 茶	1						1	1	2
合 計	131	36	37	34	4	30	110	155	406

## ②地区生活衛生営業相談指導事業

地域の実情に応じた相談指導事業の実施により、生衛業の経営の健全化を促進するとともに衛生水準の維持向上を図るため、県内において地区相談室を開設した。

令和3年度は昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた経営者を対象として、国が実施している助成金や支援金等の申請に係る支援、経営回復に関する指導、また融資に係る説明・相談を実施した。相談者からは「支援金や給付金の申請完了までの支援を受け大きな励みになった」、また、「衛生法規の知識や衛生意識が向上した」などの意見があり、今後とも引き続き、日本政策金融公庫、中小企業診断士及び社会保険労務士などの専門家と連携しながら事業を継続実施することとする。

- ・開催延日数 20日（昨年度：25日）
- ・相談件数 408件（昨年度：432件）【目標：200件】
- ・開催地区 青森市9回、八戸市3回、むつ市2回、三沢市4回、  
五所川原市1回、三戸町1回  
(昨年度：青森市8回、弘前市5回、八戸市8回、むつ市4回)

「生衛業における生産性向上推進事業」、「生活衛生関係営業支援緊急対策事業」、  
「生活衛生関係営業再生特別支援事業」、「健康・福祉対策推進等事業」、  
及び「日本政策金融公庫セミナー（共催）」とあわせて実施している件数を含む

対象業種	指 導 件 数								備考
	融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理 容	1	3	3	1	2	4	4	16	
美 容			8			8	8	24	
クリーニング	7	4	12	5	5	13	13	59	
旅館ホテル	21		3	18	21	23	23	109	
公衆浴場	4	3	5	1	3	4	5	25	
その他飲食	1		1	3	1	3	3	12	
す し	6			2	6	6	6	26	
料 理 等	14	1	12	10	14	26	26	103	
社 交	3		4		1	7	7	22	
食肉販売	3				3	3	3	12	
合 計	60	9	48	40	56	97	98	408	

### ③巡回相談指導事業

生活衛生営業経営指導員による生衛業者店舗の巡回相談指導を実施した。より生衛業者の経営の安定と衛生水準の維持向上につながるとの認識のもとに平成26年度から巡回指導件数をこれまでの倍以上とし実施してきている。生衛業者からは今後も頻りに訪問して欲しいなどの意見があり、今後とも同程度の件数を目途に継続実施することとする。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢を踏まえ巡回指導の規模を縮小したが令和3年度については巡回指導をこれまでどおりの頻度にもどして実施した。

- ・指導延日数 171日（昨年度：40日）
- ・相談件数 878件（昨年度：235件）【目標：850件】

対象業種	指導延日数	指導件数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理容	27	54	7	4	1	43	61	43	213	
美容	30	26	35	16	1	48	63	49	238	
クリーニング	13	9	7	4		14	12	14	60	
興行	9	7	2	2		7	7	7	32	
旅館ホテル	8	7	1	2		6	6	6	28	
公衆浴場	14	12	2	1		10	13	10	48	
めん類	11	11		1	1	7	10	7	37	
中華料理	6	6		1	1	4	5	4	21	
その他飲食	6	6				4	6	4	20	
すし	19	19	2	4	1	15	18	15	74	
料理等	9	7	2	2		7	7	7	32	
食肉販売	14	14	2	2		13	14	13	58	
喫茶	5	5		1	1	3	4	3	17	
合計	171	183	60	40	6	181	226	182	878	

### ④その他特別相談指導

厚生労働省の生衛業に係る特別政策推進事業（補助等事業）について、（公財）全国生活衛生営業指導センター等が（公財）都道府県生活衛生営業指導センターと連携し実施する事業であり、青森県においては次のとおり実施した。

#### ○[衛生水準の確保・向上事業]

（一社）全国生活衛生同業組合中央会、各生活衛生同業組合連合会等において、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体との連携のもとに、生衛業の新規開業者等の組合加入を促進することとし、生衛組合についての周知広報や組合活動の活性化推進の取り組みを重点的に展開しており、（公財）全国生活衛生営業指導センター及び（公財）都道府県生活衛生営業指導センターは、推進月間の共催者として参画し、生衛組合における組織基盤の強化や組合活動の活性化等に関する諸活動を支援し、もって、生衛業における効果的な衛生水準の確保・向上に資することを目的として事業を行っている。

令和3年度においては、当該事業の一環として、生活衛生同業組合における若手・女性組織、支部組織等の活性化、後継者及びリーダー等の人材育成並びに組合事務局機能の強化、組合活動の活性化への取り組みを支援するための研修会についても実施した。

(ア) 会議

- ・開催地区：青森市（2回）

「連絡会議」とあわせて実施

開催日時	開催場所	議 題	出 席 者
R3. 10. 11	ホテル青森 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議／連絡会議	生衛組合 15名 行政機関 8名 日本政策金融公庫 4名 指導センター 4名
R4. 2. 21	日本料理百代 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議／組合事務局打合会・連絡 会議	生衛組合 13名 行政機関 1名 日本政策金融公庫 1名 指導センター 3名

(イ) 研修会「生衛組合活性化塾2021 IN 青森」

- ・開催地区 青森市 34名

「生活衛生関係営業再生特別支援事業」とあわせて実施

開催日時 開催場所	研 修 内 容	受講人数
R3. 11. 29 ホテル青森	○基調講演 ・コロナ禍でも売上好調の飲食店に見る「これからの飲食店 経営とは」～コロナ後の繁盛飲食店の作り方教えます～ ・質疑・意見交換 ○事例研究 地域における生衛業、生衛組合の社会的活動 ～注目事例報告～	34名

○生衛業における生産性向上推進事業

厚生労働省からの受託機関が個別相談で集積した課題等を踏まえ、生産性向上に係るより効果的なガイドライン・マニュアルに改訂していくことを目的とし、(公財)都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員と中小企業診断士との連携による生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用したモデル事業の実施及び研修会を開催した。モデル事業は都道府県単位で基本として1店舗を対象とすることとしており、中小企業診断士等と連携し、面談、助言、指導を、また、店舗が要した経費の一部を助成した。

青森県においては、次のとおりである。

(ア) モデル事業

- ・実施事業営業種類 料理店1店舗
- ・取組の背景

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた厳しい経営状況にあり、コロナ禍後を見据えた従業員の意識改革と接客スキルの向上を図ることで顧客の満足度の向上と来店客の増加に繋がりたいと考えた。

・実施内容

おもてなしの専門家による研修を行い、従業員の接客スキルの向上・意識改革に取り組む。  
また、研修前と研修後に覆面調査、顧客満足度調査（アンケート）を実施した。

(イ) 研修会

「生活衛生営業経営特別相談員研修会事業」とあわせて実施

開催日時 開催場所	研 修 内 容	受講人数
R3.11.1 ホテル青森	○生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法	33名

○生衛業受動喫煙防止対策事業

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）の趣旨に鑑み生衛業者の受動喫煙防止対策を推進することを目的として、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険の適用を受けない生衛業者（いわゆる一人親方）が喫煙専用室を設置するなどの措置のために必要な費用の一部について、（公財）全国生活衛生営業指導センターが（公財）都道府県生活衛生営業指導センターと連携し助成金を交付する事業であり、準備期間を経て令和元年12月10日から開始した。

令和3年度はいわゆる一人親方でありかつ既存特定飲食提供施設の事業主を対象とした助成金について地元新聞紙に広告を掲載し周知を図った。

○生活衛生関係営業支援緊急対策事業

（公財）全国生活衛生営業指導センターが（公財）都道府県生活衛生営業指導センターと連携し新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営悪化した生衛業者への支援体制を構築し、公的支援等の活用促進を通じた生衛業者に対する緊急支援を展開した。

青森県においては、中小企業診断士及び税理士と連携し、生衛業者を対象として国の助成金や支援金等の申請に係る個別相談会を次のとおり開催した。

「地区生活衛生営業相談指導事業」、「生活衛生関係営業再生特別支援事業」

とあわせて実施している件数を含む

開催地	開催日	相 談 員	備 考	
			相談者(業種)	相談者(数)
青森市	R3.6.4	経営指導員1 診断士1	クレー1	計1名
青森市	R3.7.21	経営指導員2 診断士1	浴場2	計2名
青森市	R3.8.27	経営指導員1 税理士1	浴場2	計2名
青森市	R3.9.7	経営指導員1	浴場1	計1名

青森市	R3.12.6	経営指導員1 診断士1	理容1	計1名
青森市	R4.3.9	経営指導員2 診断士1・税理士1	美容4 クリー3 料理1	計8名
青森市	R4.3.10	税理士1	料理1	計1名
八戸市	R3.4.5	経営指導員1 診断士1	社交1	計1名
八戸市	R3.8.31	経営指導員1 診断士1	クリー3	計3名
八戸市	R4.3.23	経営指導員2 診断士1	クリー1 社交2	計3名
むつ市	R3.4.20	経営指導員2 診断士1	社交1	計1名
むつ市	R4.3.16	経営指導員2 診断士1	旅館1 料理3	計4名
弘前市	R4.2.16	経営指導員1 診断士1	クリー1 浴場1	計2名
五所川原市	R3.7.22	経営指導員2 診断士1	クリー1	計1名
三戸町	R3.11.5	経営指導員1 税理士1	理容1	計1名
計	15日	35名		計32名

## (2) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

①専門的経営指導等の実施により、生衛業の健全な発展と衛生向上及び確保に資するとともに、小企業者等を金融面から補完し経営の改善を促進することを目的とし、生活衛生関係営業経営改善資金融資制度に基づき、生活衛生営業経営特別相談員（特相員）による融資指導を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に係る特別貸付による融資が多く、本事業による生活衛生経営改善資金特別貸付は減少した。

- ・特相員 4名（昨年度：9名）
- ・申込件数 22件（昨年度：51件）
- ・指導件数 22件（昨年度：51件）【目標：50件】
- ・指導延日数 22日（昨年度：51日）

対象業種	特別相談員 人数	融資申込 件数	融資指導 件数	融資指導 延日数	備考
理容	3	16	16	16	
社交飲食業	1	6	6	6	
合計	4	22	22	22	

## ②生活衛生関係営業特別指導事業

特相員による生衛業者店舗の巡回相談指導を実施した。なお、アンケート調査は生衛業店舗の融資等相談指導活動を行うために店舗を訪問するための有用なきっかけ・手段となることから、巡回指導と併せて実施してきている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送り、令和3年度については対象人数を縮小し行った。

### ア 巡回指導

特相員が生衛業者を対象として経営、融資等に係る相談指導を行った。

- ・特相員延人数 54名（昨年度：11名）
- ・指導件数 489件（昨年度：110件）【目標：250件】
- ・指導延日数 228日（昨年度：22日）

対象業種	特別相談員 人数	特別指導 件数	特別指導 延日数	備考
理容	17	175	101	
美容	5	45	19	
クリーニング	11	95	43	
旅館ホテル	4	22	4	
公衆浴場	4	23	11	
料理飲食業	8	66	13	
社交飲食業	3	48	35	
食肉販売	2	15	2	
合計	54	489	228	

### (アンケート調査の概要)

青森県内における生衛業（生活衛生関係営業）の経営の健全化及び振興に資することを目的として、生衛業者の方を対象にアンケート調査を実施してきています。

令和3年度のアンケート調査は、これまでと同様に、組合活動推進月間の活動を兼ねて実施することとし、アンケート調査票には関係する解説等を加えることにより、生衛組合加入者の方には生衛法に基づく融資制度等についてより理解が深まるように、生衛組合に加入されていない非組合員の方には組合に加入しようとする意欲を高めることにつながるように工夫しました。また、平成30年度の調査結果において、日本政策金融公庫については、組合員はほぼ全員、また、非組合員でもほぼ8割の方が知っていたことを踏まえ、今回の調査では、生衛業者に関連した公庫貸付制度の衛経についての認知度を調べるため、衛経に関する項目を選定しました。調査は特相員（経営特別相談員）の方など、36人の方に調査をお願いし実施しました。

調査結果は概ね次のとおりです。

(ア) 日本政策金融公庫の生衛業者を対象とした貸付制度については、組合員では9割以上の方が知っていましたが、非組合員では半数以上の方が知りませんでした。

(イ) 組合の経営指導を受けている小規模事業者を対象とした生活衛生改善貸付（衛経）については、組合員では約8割の方が衛経を知っていたのに対し、非組合員では約7割の方が知りませんでした。

(ウ) 衛経は、無担保・無保証人の融資で、貸付限度額が2,000万円であることについては、組合員では約6割の方が知っていたのに対し、非組合員では8割近くの方が知りませんでした。今回の調査にご回答いただいた方は247店舗でした。そのうち非組合員は151店舗(61%)であり、半数を上回り、アンケート調査票等をこれら多くの非組合員の方にお渡しできたこと、また、日本政策金融公庫の貸付制度のことを知らなかった方に、今回のアンケート調査によって、少しでも知っていただく機会をつくれたことは大きな成果であったと思います。調査員の方のご尽力に感謝いたします。

本調査については特相員の業務である生衛業者に対する融資等の相談・指導の一環として、特相員の方々にアンケートを通じた巡回指導をお願いしています。

今回の調査結果及び調査において気づいたことや意見などを今後の活動に生かしてまいりたいと思います。また、生衛組合、公庫、行政当局など関係機関に情報提供することとします。

**【調査において気づいたことや意見などは次のとおりでした】**

**【公庫】** 1 銀行・信金と違って普段から顔合わせがないので、SNS等での情報提供(できれば個別で)も要望されました。

**【融資】** 2 公庫融資とともにコロナでそれなりの影響があり、借入では返済のことを考えざるを得ないとの話が大半でした。3 コロナ対策の中で今年の12月までの融資の際、前年、前々年の売上より、今年の借入前月の売上が5%減の場合の特別利息があることを説明しました。4 既組合員、非組合員にかかわらず、金融公庫の貸付制度は広く知られているようです。細かい内容については若干の差がありました。5 生衛業の貸付制度もアピールもしました。6 組合の貸付があることは、認知されているようですが、実際は敷居が高いと感じられました。7 生衛組合員の方は貸付制度を知っているが、組合員以外、特に社交飲食の方は融資制度を知らない方が多い。8 全体的に金融公庫の存在は高いものがありますが、貸付制度に関しての認知度は、正直高くはないです。9 衛経に関しては、訪問した施設全て知りませんでした。10 料理店、飲食店は組合員でなくても以前加入の案内した時に、参考資料を渡している所もあり、問7の制度は口頭でもお知らせしています。11 融資の制度をわからない人が多く、借入をことわられている人もいた。12 組合員からは、制度は周知しているがコロナの収束が見えない限りは返済が不安で利用できないという声がありました。13 非組合員の方は、100%で周知していませんでした。

**【経営】** 14 少額から借りられても、年齢を考えると設備投資できない。15 コロナの影響で売上は減少していると感じました。16 大なり小なりコロナウイルスの影響は、売上の減少につながっていることがわかりました。17 全体に売上の減少があるので、借入しても返済ができないので、経費の削減に努めている。18 多くの業者はコロナ禍で売上減少の話題が多く、これから先、前回のような景気が戻ってくるだろうかと心配だ。19 店舗も改善し近代的に見映えしたいと考えていたが、息子も上の方へ出ていったし、今は現状維持しかないという声が多かった。20 この店もコロナ禍で来店客が減っている。21 皆さんコロナの影響で苦慮しております。22 今回、旅館ホテルは収容人数等、規模が大きい施設ほど、コロナ禍で苦しんでいる状況です。

**【調査】** 23 現在は社会の流れが新型コロナ感染症のために面談ができないので、よく知っている店舗について記入しました。24 青森支部では毎月発行の会報で公庫融資の内容及び特相員の氏名をお知らせしているため、調査には好意を持って対応していただきました。25 旧市内の住宅地で営業している私にとって、毎年のアンケート調査は対象店を決めるのが大変です。26 なか

なか素直に受け入れてもらえず大変だ。どうしても組合員に行くのが多くなった。27 1件、訪問した店では、既に他業種からのアンケート依頼があったということで調査結果には書きませんでした。

【全般】28 青森県中小企業者等事業継続支援金の書類提出についての相談が多数ありました。29 アンケートを実施したことによって垣根がなくなったように思います。30 私の組合は全国的に利用する方が少ないので、このアンケートを機に周知できたと思います。31 コロナによる協力金や給付金等、各種支援策があるが、手続きが非常に難しい。(特に雇用調整) 32 国、県、市による支援策が社交業に関しては全く示されていない。(援助金のみ) 33 各種施策があるが、各省庁に及んでおり解りにくい。34 総じて訪問した施設の共通した要望を集約すると、その都度の最新の情報や金融貸付制度を知らせてほしいとのことでした。

## イ 連絡会議の開催

生活衛生関係営業特別指導事業の効果的な推進を図るため、行政機関(県(市)保健衛生担当)、日本政策金融公庫、生衛組合及び生活衛生営業経営特別相談員による連絡会議を開催した。

本連絡会議についてはこれまで青森市、弘前市及び八戸市においてそれぞれの地区の関係者が参集し開催してきたところであるが、令和3年度については令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から青森市1か所にて県内全地区の関係者の出席のもとに開催した。

・開催地区：青森市2回(昨年度：青森市2回)

「衛生水準の確保・向上事業」とあわせて実施

開催日時	開催場所	議 題	出 席 者
R3. 10. 11	ホテル青森 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議・連絡会議	生衛組合 15名 行政機関 8名 日本政策金融公庫 4名 指導センター 4名
R4. 2. 21	日本料理 百 代 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議／組合事務局打合会・連絡 会議	生衛組合 13名 行政機関 1名 日本政策金融公庫 1名 指導センター 3名

## 2 生活衛生関係営業経営改善促進事業

### (1) 生活衛生関係営業再生特別支援事業

生衛業者の経営指導体制の強化を図り再生可能な営業者に専門的かつ的確に経営改善を促し早期に再生することを目的として再生支援に関わる人材育成を図るため、生活衛生営業経営特別相談員、組合役職員等を対象として研修会を開催している。

令和3年度は令和2年度と同様に特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた経営者を対象として、国が実施している助成金や支援金等の申請に係る支援、経営回復に関する指導、また融資に係る説明・相談を実施した。相談者からは「支援金の申請完了までの支援を受け大きな励みになった」また「衛生法規の知識や衛生意識が向上した」などの意見があり、今後とも引き続き、日本政策金融公庫、中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家と連携しながら事業を継続実施することとする。

- ・特別相談窓口開催地区：青森市 7 回、八戸市 3 回、むつ市 2 回、弘前市 1 回、五所川原市 1 回、三戸町 1 回  
(昨年度：青森市 8 回、弘前市 5 回、八戸市 8 回、むつ市 4 回)
- ・特別研修会開催地区：青森市 4 回  
(昨年度：青森市 5 回、弘前市 1 回、八戸市 1 回、むつ市 1 回)

「地区生活衛生営業相談指導事業」、「生活衛生関係営業支援緊急対策事業」、「健康・福祉対策推進等事業」、「特相員研修」及び「日本政策金融公庫セミナー（共催）」とあわせて実施している件数を含む

【特別相談窓口】

開催地	開催日	相談員	備 考	
			相談者(業種)	相談者(数)
青森市	R3.6.4	経営指導員 1 診断士 1	クリーニング 1	計 1 名
青森市	R3.7.21	経営指導員 2 診断士 1	浴場 2	計 2 名
青森市	R3.8.27	経営指導員 1 税理士 1	浴場 2	計 2 名
青森市	R3.9.7	経営指導員 1	浴場 1	計 1 名
青森市	R3.12.6	経営指導員 1 診断士 1	理容 1	計 1 名
青森市	R4.3.9	経営指導員 2 診断士 1・税理士 1	美容 4 クリーニング 3 料理 1	計 8 名
青森市	R4.3.10	税理士 1	料理 1	計 1 名
八戸市	R3.4.5	経営指導員 1 診断士 1	社交 1	計 1 名
八戸市	R3.8.31	経営指導員 1 診断士 1	クリーニング 3	計 3 名
八戸市	R4.3.23	経営指導員 2 診断士 1	クリーニング 1 社交 2	計 3 名
むつ市	R3.4.20	経営指導員 2 診断士 1	社交 1	計 1 名
むつ市	R4.3.16	経営指導員 2 診断士 1	旅館 1 料理 3	計 4 名
弘前市	R4.2.16	経営指導員 1 診断士 1	クリーニング 1 浴場 1	計 2 名
五所川原市	R3.7.22	経営指導員 2 診断士 1	クリーニング 1	計 1 名
三戸町	R3.11.5	経営指導員 1 税理士 1	理容 1	計 1 名
計	15 日	35 名		計 32 名

## 【特別研修会】

開催日程	出席人員	研修内容	備考
R3. 8. 18 (青森市)	30名	1「環境変化の中でも成長し続けるために」	(公財)青森県生活衛生営業指導センター 指導部長 小山内加代子 氏
		2「夏場の食中毒対策について」	健康福祉部保健衛生課 食品衛生グループ 主幹 西村秀太郎 氏
R3. 11. 1 (青森市)	特相員 33名	1「コロナ禍に考える収益性」	八木中小企業診断士事務所 代表 八木清之 氏
		2「最低賃金制度と働き方改革について」	青森県社会保険労務士会 青森支部長 社会保険労務士 榊直哉 氏
	役職員 1名	3「生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法概要」	(公財)青森県生活衛生営業指導センター 指導部長 小山内加代子 氏
		4「生活衛生関係営業経営改善資金融資制度と推薦事務取扱上の留意点について」	日本政策金融公庫 弘前支店 国民生活事業 融資課長 岸田和也 氏
R3. 11. 29 (青森市)	34名	1「これからの飲食店経営とは」	飲食店コンサルタント 河野講師 氏
		2「地域における生衛業、生衛組合の社会的活動」	(公財)全国生活衛生営業指導センター 研究員 桑原廣美 氏
R4. 2. 14 (青森市)	50名	1「コロナ禍に負けない！お店づくりと顧客づくり」	(株)リフェイス 代表取締役 中小企業診断士 中村佳織 氏
		2「指導センターの業務と衛生水準の維持向上」	(公財)青森県生活衛生営業指導センター 指導部長 小山内加代子 氏

## (2) 健康・福祉対策推進等事業

生衛業が社会的要請に応じる対策として、受動喫煙防止への取組、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等による食中毒や感染症拡大防止等、的確な対応や対策による普及啓発を図るため、県内各地域において保健所の協力を得ながら普及啓発のための講習会を生衛組合との共催により講習会を開催している。

令和3年度は令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催回数を縮小することとし、また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた生衛業ガイドライン実施促進事業の説明についても行った。

受講後のアンケート結果では、「大変参考になった」及び「参考になった」はいずれも80%を超えており、全体的満足度が高く、今後も継続して欲しいとの意見が多かった。今後も受講者の意見を踏まえた研修内容を企画し継続実施することとする。

## 【講習会の開催】

- ・開催回数 : 4回 (昨年度 : 8回) 【目標 : 年10回】
- ・受講人員 : 140名 (昨年度 : 258名) 【目標 : 500名】

「地区生活衛生営業相談指導事業」、「生活衛生関係営業再生特別支援事業」

とあわせて実施したものも含む

組合名	支部名	開催日	講習テーマ	受講者数
理 容	三 沢	R3. 10. 18	理容業衛生消毒講習会	26
	十和田・七戸	R3. 10. 18	理容業衛生消毒講習会	33
	青 森	R3. 11. 8	理容業衛生消毒講習会	50
	小 計			109
旅館ホテル		R3. 8. 18	夏期衛生管理講習会	31
合 計				140

\*講習会についてのアンケート結果では、「大変参考になった」及び「参考になった」はいずれも80%を超えており、全体的満足度が高く、今後も継続して欲しいとの意見が多かった。今後も受講者の意見を踏まえた研修内容を企画し継続実施することとする。

### 3 情報化整備事業

生衛業に関する情報の収集と分析、蓄積することで、的確で効率的な相談指導体制を推進し、生衛業の振興及び衛生水準の維持向上を図るため、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターで構築している「生衛業情報ネットワーク／生衛業者等名簿情報管理・アンケート集計機能」等を利用し業務全般の処理の効率化を行った。また、ホームページを随時更新し、生衛業者及び利用者・消費者に情報提供を行った。

また、組合に加入していない生衛業者の方からの窓口相談は、経路としてホームページの場合が多くあることから、平成26年度から、当指導センターのホームページアドレスを記載した資料を巡回指導の際に、研修会及び講習会において受講者に、さらに他機関研修会講師として参加した場合に受講者に配付することなどにより広報を行った。

令和3年度については令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生衛業者の支援金等について新たに掲載したところ結果としてアクセス件数が昨年度を大幅に上回った。

- ・ホームページアクセス件数 21,599件（昨年度：17,372件）【目標：8,000件】
- ・ホームページアドレス広報 390件（昨年度：356件）【目標：350件】

### 4 受託事業

#### (1) 生活衛生営業経営特別相談員研修会事業（特相員研修会）

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、特相員が生衛業における業界の自主的な実践活動として行う経営相談指導事業の強化を図るため、その業務上必要な知識の習得、資質と能力の向上を目的として、研修会を実施した。

- ・開催地区 青森市 33名（昨年度：青森市 21名）

開催日時 開催場所	研 修 内 容	受講人数
R3.11.1 ホテル青森	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コロナ禍に考える収益性 八木中小企業診断士事務所 代表 八木 清之 氏</li> <li>○最低賃金制度と働き方改革について 青森県社会保険労務士会 青森支部長 社会保険労務士 榊 直哉 氏</li> <li>○生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法 (公財)青森県生活衛生営業指導センター 指導部長 小山内 加代子 氏</li> <li>○生活衛生関係営業経営改善資金融資制度と推薦事務取扱上の留意点について 日本政策金融公庫弘前支店 国民生活事業 融資課長 岸田 和也 氏</li> </ul>	33名

## (2) 生活衛生関係営業景気動向等調査事業

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、県内の生衛業の景気や設備投資動向、経営状況等について調査を実施し、生衛業の指導、消費者対策を行ううえで必要なデータを収集した。【目標：年4回実施】

### ①生衛業経営状況調査

- ・対象者 県内生衛業者 70件 (延べ280件)
- ・実施時期 年4回 (昨年度：年4回)
- ・調査担当者 経営指導員、経営特別相談員
- ・回収率 267件 (68、66、65、68) 95.3% (昨年度：94%)

### ②景気動向等アンケート調査

- ・対象者 県内生衛業者 70件 (延べ280件)
- ・実施時期 年4回 (昨年度：年4回)
- ・調査担当者 経営指導員、経営特別相談員
- ・回収率 231件 (63、59、57、62) 82.5% (昨年度：96%)

## 5 標準営業約款事業

### (1) 標準営業約款の登録

標準営業約款制度は、消費者の利益擁護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業など国民の日常生活に密接に関連する営業である生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便を図ることを目的として、昭和54年に生衛法を改正し創設されたものである。

同制度に基づき、厚生労働大臣が指定する5業種に属する営業を営む者から標準営業約款に従って営業を行おうとする旨の申出があった者について登録を行った。

- ・再登録者該当者への案内 (通知) 送付数 36件 【目標：該当者全員に通知】

## 令和3年度標準営業約款登録状況

青森県

登録月	理容業		美容業		クリーニング業		合計	
	新規登録	再登録	新規登録	再登録	新規登録	再登録	新規登録	再登録
8月	0	3 ( 4)	0	2 ( 6)	0	0 ( 0)	0	5 (10)
2月	1	17 (19)	0	1 ( 2)	0	5 ( 5)	1	23 (26)
合計	1	20 (23)	0	3 ( 8)	0	5 ( 5)	1	28 (36)

( ) は更新対象となった店舗数

## 令和4年2月現在登録件数

青森県

理容業	美容業	クリーニング業	めん類飲食店	一般飲食店	合計
58 ( 62) 【 70】	10 ( 16) 【 19】	12 ( 12) 【 20】	0 ( 0) 【 0】	0 ( 0) 【 0】	80 ( 90) 【109】

( ) は令和3年2月現在登録件数

【 】 は令和2年2月現在登録件数

### (2) 広報事業

標準営業約款（Sマーク）普及登録促進月間（11月）において、生衛組合及び関係機関と連携し、営業者はもとより、広く利用者又は消費者に対して標準営業約款制度の周知広報を行うことを目的として、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが作成したポスター等を生衛組合、標準営業約款登録店、青森県担当課、県内市町村担当課及び県（市）保健所等に送付し、本制度の普及及びリーフレットの配布について支援協力依頼をした。

- ・ 広報資料送付 1回（昨年度：1回）【目標：年1回】

### 6 クリーニング師研修等事業

クリーニング師の資質の向上及びクリーニング業務従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図ることを目的として、クリーニング業法に基づき県知事が指定するクリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習及び特管物講習（特別管理産業廃棄物管理責任者資格講習）について、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として実施している。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は第1型（会場開催）を青森市1地区とし、あわせて第2型（通信）を実施したところであり、令和3年度については第2型（通信）のみの開催としたことから特管物講習は実施していない。

- 【目標：年1回以上】

(1) クリーニング師研修 研修 105名 特管物講習 0名

第1型(会場開催) : 開催回数 0回 0名  
 第2型(通信) : 開催回数 1回 105名  
 特管物講習 : 開催回数 0回 0名

(参考) 特管物講習は会場開催とあわせて実施することとされている

開催日	会 場	受講者数			
		初回	継続	計	特管物講習
—	第1型:会場開催	0 (あわせて 特管物講習 受講者 0)	0 (あわせて 特管物講習 受講者 0)	0	0 (うち 特管物講習 のみ受講 0)
R3. 9. 1 ～ R3. 12. 15	第2型:通信による	8	97	105	—
	合 計	8 (あわせて 特管物講習 受講者 0)	97 (あわせて 特管物講習 受講者 0)	105	0 (うち 特管物講習 のみ受講 0)

(2) クリーニング業務従事者講習 33名

第1型(講習) : 0回 受講者 0名

第2型(通信) : 1回 受講者 33名

開催日	会 場	受講者数		
		初回	継続	計
—	第1型:会場開催	0	0	0
R3. 9. 1 ～ R3. 12. 15	第2型:通信による	25	8	33
	合 計	25	8	33

なお、クリーニング師については業務に従事した後1年以内に、また、その後3年ごとに研修が義務付けられ、取次店における業務従事者についてはその従事者総数の5分の1の者に対して開設後1年以内に、また、その後3年ごとに講習を受けさせなければならないとされており、クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習は3年を1クールとし、令和元年度から令和3年度までの3年間は第11クールとなっている。

本県における第11クールの開催状況は次のとおりである。

年 度	クリーニング師研修開催地	業務従事者講習開催地
令和元年度	第1型：青森市 第2型：通信による	第1型：青森市 第2型：通信による
令和2年度	第1型： <del>弘前市、五所川原市、青森市</del> 第2型：通信による	第1型： <del>弘前市、五所川原市、青森市</del> 第2型：通信による
令和3年度	第1型： <del>八戸市、むつ市、東北町、 青森市</del> 第2型：通信による	第1型： <del>八戸市、むつ市、東北町、 青森市</del> 第2型：通信による

＊「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習

令和元年度 : 青森市（1回）

令和2年度 : 青森市、~~弘前市、五所川原市~~（各1回）

令和3年度 : ~~青森市（1回）~~

（注）二重取り消し線：計画を変更し実施しなかった開催地

## Ⅱ その他の事業

### 1 生活衛生関係営業振興事業

生活衛生関係営業の経営に対する県民の理解を深め、また、県民からの意見を取り入れて振興及び活性化を図る事業、後継者の育成を図る事業及び地域福祉に貢献する事業を実施することにより、生活衛生関係営業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを目的として、生衛組合と連携して事業を実施している。

令和2年度については、生衛業の振興、活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている社会情勢において、オンライン相談（会議）などの新しい生活様式に対応するための必要な機器の整備についても実施した。令和3年度については、感染症拡大防止の観点から事業の一部について実施を見送りすることとした。また、食品衛生法の改正に伴うHACCPの義務化が1年間の猶予期間を経て2021年6月から完全に義務化されることとなったことを踏まえてHACCP関連事業を実施した。

#### （1）振興及び活性化促進事業【目標：年1回以上】

生衛業に対する知識の啓発普及を行うなどにより生衛業の振興及び活性化を図る事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
理 容	R3.11. 8 R3.11. 9	県内講師によるニューヘアの実演、正しいシャンプーの仕方のレクチャー、ハサミ・バリカン・剃刀を使ってマネキンをカットする実技体験を通して消費者とふれあうとともに、組合加盟店が安全・衛生・安心であることをアピールした。 テレビ局（2局）での放映や新聞への掲載もあり、理容組合の活動をPRできた。  (後継者育成事業としても実施)	一般消費者の集客数 100名以上

クリーニング	R3. 9. 1 ～ R3. 12. 10	9月1日から9月30日まで、「クリーニングの日」キャンペーンを実施し、クリーニング業に対する県民の理解を深め、クリーニング業の振興と活性化を図った。 組合加盟店にポスター・アンケート用紙を配布するとともに、クリーニング店に関するアンケート調査を実施した。 回答者に対し抽選で300名様にエコバック、エネロクリーン、防虫カバーなどクリーニング関連商品を詰め合わせにし贈呈した。	アンケート 回収枚数 920枚 景品贈呈 人数 300人
公衆浴場業	R3. 11. 14 R3. 11. 24	当組合浴場経営者【たらポッキ温泉（青森市）、福家（平川市）】を対象に、実施浴場最寄りの保健師による 血圧測定・健康相談・健康体操・個別相談を実施した。 銭湯利用者の60歳以上の方を対象に、保健師によるテーマに沿ったお話、希望者の血圧測定、個別に健康相談を実施し、終了後無料で入浴を提供した。 (地域福祉増進事業としても実施)	参加施設 2会場 参加者 21人
興行	R3. 7. 1 ～ R3. 12. 20	話題作品の見どころを作成しエフエム青森により紹介したほか、ホームページを活用し広報した。	ラジオ及び ホームページで 広報
料理飲食業		実施見送り	
社交飲食業		実施見送り	

#### HACCP関連事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
旅館ホテル	R3. 8. 18	HACCPに沿った衛生管理の制度化が義務化されるのに備え、HACCP導入講習会を実施し、衛生管理の知識の習得と意識の向上を図った。	参加人数 32人
すし業	R3. 4. 19	HACCP勉強会を開催し、衛生管理の推進を図った。	参加人数 19人
指導センター	R3. 11. 1 ～ R4. 3. 10  研修開催日 R4. 2. 9	改正食品衛生法において、HACCPの義務化に関して2020年6月に施行することが決定し、1年間の猶予期間を経て2021年6月から完全に義務化されることとなったことを踏まえ、対象生衛組合の組合員がHACCPの考え方を理解するとともに、各店舗での6月からの対応状況を自らチェックし必要に応じて改善するなど、適切に対応するため、専門家に講師を依頼しHACCPの考え方を取り入れた衛生管理について、当指導センターが主体となって研修を実施した。さらに、この衛生管理について普及啓発を図るため、研修会資料を印刷製本して各組合を通じて組合員全員に配付した。	研修受講者数 13人 研修会資料送付先 組合名 ・旅館ホテル・すし業・食肉・料理飲食業・社交飲食業

(2) 後継者育成事業【目標：年1回以上】

講習会等を開催し経営者や従事者等の技術向上を図り後継者の育成を図る事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
理容	R3.11.8 R3.11.9	県内講師によるニューヘアの実演、正しいシャンプーの仕方のレクチャー、ハサミ・バリカン・剃刀を使ってマネキンをカットする実技体験を通して消費者とふれあうとともに、組合加盟店が安全・衛生・安心であることをアピールした。テレビ局(2局)での放映や新聞への掲載もあり、理容組合の活動をPRできた。 (振興及び活性化促進事業としても実施)	一般消費者の集客数 100名以上
美容業		実施見送り	
旅館ホテル	R3.10.29 ～ R3.11.12	宿泊業界の喫緊の課題への取り組みや知識・技術の習得を図るため、県内6会場において後継者育成研修会を実施した。	参加人員 75名

(3) 地域福祉増進事業【目標：年1回以上】

高齢者や社会福祉施設等への訪問サービスを実施し地域福祉に貢献する事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
公衆浴場業	R3.11.14 R3.11.24	当組合浴場経営者【たらポッキ温泉(青森市)、福家(平川市)】を対象に、実施浴場最寄りの保健師による血圧測定・健康相談・健康体操・個別相談を実施した。銭湯利用者の60歳以上の方を対象に、保健師によるテーマに沿ったお話、希望者の血圧測定、個別に健康相談を実施し、終了後無料で入浴を提供した。 (振興及び活性化促進事業としても実施)	参加施設 2会場 参加者 21人
すし業	R4.2.22	コロナ禍の為、社会福祉施設へ訪問して職人が目の前で握る姿は見せられず、店内で握ったお寿司をお届けし、地域福祉活動に貢献した。	社会福祉施設への提供数 61人分
食肉		実施見送り	
料理飲食業		実施見送り	

### Ⅲ法人管理

#### 1 役員及び評議員に関する事項

令和3年11月18日に理事・長尾裕一氏が逝去され、青森地方法務局への変更登記申請を同年11月30日に行い、同日付で登記完了している。あわせて、同年12月6日に役員等変更に係る公益法人変更届を行った。

#### 2 事業計画等に関する事項

令和2年度事業報告書等については令和3年6月21日付で青森県（公益財団法人所管）に提出した。また、令和4年度事業計画書等については令和4年3月22日付で提出した。

#### 3 運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査

運営組織及び事業活動の状況については青森県公益認定等審議会により定期的（3年ごと）に立入調査を受け、また、県の補助金による事業実施していることから県の出資に係る出納その他の事務の執行状況について青森県監査委員会により定期的（5年ごと）に監査を受けている。

運営組織及び事業活動の状況については令和元年度に、補助金事業については平成30年度に受検し、令和3年度についてはいずれも対象年度となっていない。なお、これまで改善すべきなどの指摘は受けていない。

#### 4 会議に関する事項

##### (1) 理事会の開催

通常理事会を年2回、また、臨時理事会については必要がある場合に開催することとしており、令和3年度は次のとおり開催した。

開催年月日	議 案 等
R3. 5. 24 (通常理事会)	理事長（代表理事）職務執行状況の報告 ①令和2年度事業報告及び附属明細書の承認について ②令和2年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認について （監 査 報 告） ③定時評議員会の招集（決議の省略）について
R4. 3. 8 (通常理事会)	理事長（代表理事）職務執行状況の報告 ①令和3年度青森県公社等経営評価の結果について ②令和4年度の人事体制及び職員俸給等支給額決定に当たっての基本方針について ③令和3年度標準営業約款の登録について ④令和4年度事業計画書及び収支予算書等の承認について ⑤特定資産取崩しについて ⑥臨時評議員会の招集（決議の省略）について

## (2) 評議員会の開催

定時評議員会を年1回（毎事業年度終了後3ヶ月以内）、また、臨時評議員会を年1回毎事業年度開始前に、及び、その他必要がある場合に開催することとしており、令和3年度は次のとおり開催した。

開催年月日	議 案 等
R3. 6. 14 (定時評議員会) (決議の省略)	①令和2年度事業報告及び附属明細書の報告について ②令和2年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認について
R4. 3. 18 (臨時評議員会) (決議の省略)	①令和3年度青森県公社等経営評価の結果について ②令和4年度の人事体制及び職員俸給等支給額決定に当たっての基本方針について ③令和3年度標準営業約款の登録について ④令和4年度事業計画書及び収支予算書等について ⑤特定資産取崩しについて

## (3) 監事監査等の実施

監事により理事の職務執行状況及び法人の計算書類・事業報告等を監査するとともに、法人の業務及び財産の状況を調査することとしており、令和3年度は次のとおり実施した。

開催年月日	議 案 等
R3. 5. 17	①令和2年度事業監査 ・令和2年度事業報告及び附属明細書 ・令和2年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録
(参考)	(会計の事務処理に係る内部検査)
R2. 10. 6	①令和2年度上期内部検査
R3. 4. 5	②令和2年度下期内部検査 F

(4) その他の会議等（開催・参加状況）

開催年月日	内 容 等	開催地
R3. 4. 23	都道府県指導センター事務局代表者会議【全国センター】 (リモート参加)	東京都
7. 5	県公衆浴場業生活衛生同業組合総会	青森市
7. 16	青森商工会連合会主催 第1回経営指導員等研修会（講師） (リモート)	青森市
7. 26	青森県知事表彰【青森県】	青森市
11. 12	青森商工会議所主催 第2回経営指導員等研修会（講師） (リモート)	青森市
R4. 2. 3	都道府県センター事務担当者会議【全国センター】 (リモート参加)	東京都
2. 17 ~2. 18	生活衛生営業経営指導員研修会【全国センター】 (リモート参加)	東京都

#### 4 青森県公社等に関する事項

公社等とは、青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針第2条に定める、県が出資又は出捐等（以下「出資等」という。）を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人並びに県が25%以上出資等している一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人及び株式会社をいい、同基本指針に基づき、経営計画書の提出及び経営評価制度による評価を受けることとされており、青森県の出資等比率が約29%の当法人は青森県公社等として令和3年度については次のとおり資料等を提出し評価を受けている。

年 月 日	概 要
R3. 6. 7	運営状況に関する資料の提出 ①令和2年度事業報告 ②令和2年度決算報告 ③令和3年度事業計画
R3. 6. 8	中期経営計画書（実績更新）の提出
R3. 6. 22	公社等経営評価書の提出 ①法人概要等 ②財務の状況 ③経営評価指標評点 ④役員状況 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響
R3. 7. 29	退職手当等引当金（連結財務諸表関係）の提出 ①退職手当等引当金及び賞与引当金算出票
R3. 12. 20	「平成3年度青森県公社等経営評価の結果について」公表 【経営評価結果】「A」：概ね良好

5 参考（職員その他機関委員等就任状況）

職名 氏 名	機 関 名	委 員 会 名 等
事務局長 齋藤 稔	八戸市	八戸市地域保健医療対策協議会委員
振興部長 工藤 真哉	(公財)理容師美容師 試験研修センター	管理理容師・管理美容師資格認定講習会講師

## 附 属 明 細 書

令和3年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。